

(別紙) 介護事業における介護現場でのハラスメント防止に対する基本方針

医療法人菜の花会（以下「当法人」という）は、介護現場におけるハラスメントを労働環境の確保・改善や安定的な事業運営のための課題と位置づけております。

ハラスメント対策は介護職員を守るだけでなく、当法人の運営する事業所の利用者及び家族の皆様方に対しても、サービスの継続的で円滑な利用につながる重要な対策として捉えています。平成 30 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において作成された「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に基づき、当法人の経営する事業所では、組織的・総合的にハラスメント対策を行います。

1. 介護現場におけるハラスメントの定義

ハラスメントは組織として有ってはならない事と認識し、下記にあるような行為についての報告があれば即座に対応します。

《身体的暴力》

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避した為、危害を免れたケースを含む）

(例) <ul style="list-style-type: none">・ コップを投げつける・ 蹴られる・ 手を払いのけられる	<ul style="list-style-type: none">・ たたかれる、なぐられる・ ひっかく、つねる・ 首を絞める	<ul style="list-style-type: none">・ つばを吐く・ 服を引きちぎられる
--	--	---

《精神的暴力》

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

(例) <ul style="list-style-type: none">・ 大声を発する・ 怒鳴る・ 気に入っている職員以外に批判的な言動をする・ 威圧的な態度で文句を言い続ける・ 刃物をちらつかせる・ 「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する・ 契約書にないサービスを要求する	<ul style="list-style-type: none">・ 家族が利用者の言動をうのみにし、理不尽な要求をする・ 「介護保険料をたくさん支払っている」と自分のしてほしい事をすべて要求する・ 事業所からの連絡を無視して、自分たちの言いたいことだけを主張する・ 特定の職員にいやがらせをする・ 職員の言動や交付文章の内容についてしつこく怒る
--	--

《セクシャルハラスメント》

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

(例) <ul style="list-style-type: none">・ 必要もなく手や腕をさわる・ 抱きしめる・ 卑猥な言動を繰り返す	<ul style="list-style-type: none">・ サービス提供に無関係に下半身を出す・ あからさまに性的な話をする
---	---

2. 介護サービスの質的向上

利用者及び家族の皆様方が安心できる介護サービスを提供し、ハラスメントを含めた様々なトラブル防止につながるように、介護サービスの質的向上に向けて絶えず取り組み、適切なケア技術の習得に向けた研修、疾病や障害等に関する共同学習の機会の提供、個別ケースのケアや対応（コミュニケーション）の検証、組織的な虐待防止対策の推進等を行います。

3. 行政や多職種・関係機関との連携

個々の事業者だけで、原因や態様・程度が多様なハラスメントに適切かつ法令に即して対応することは困難な場合もあります。このため、医師等の多職種、法律の専門家、行政（保健所・地域包括支援センター）、警察、地域の事業者団体等とも必要に応じて連携しつつ、ハラスメントに毅然と取り組みます。

4. ハラスメントが発生した場合

ハラスメントは、利用者や家族等の置かれている環境やこれまでの生活歴、職員と利用者・家族等との相性や関係性の状況など、様々な要素が絡み合うことがあります。

その為、発生した場面、対応経過等について出来るだけ正確に事実を捉えた上、事業所全体でハラスメントに当たるかどうか議論し、ケースに添った対応を検討します。

- ① ハラスメントの相談や報告に対し、職員の安全を図ることを第一とした対応を行います。
- ② 利用者及び家族の皆様方とハラスメントの有無について事実を共有し、今後の対応について協議を行います。
- ③ 協議の結果、ハラスメント行為に該当し、ハラスメントのリスクが継続する場合は、「著しい不信行為」「本契約を継続しがたいほどの背信行為」に該当すると判断し、事業所からの契約解除となります。

令和4年4月1日
医療法人 菜の花会
菜の花ケアプランセンター